

令和元年度
津山市農業委員会
(5月定例会議事録)

令和元年5月10日(金)14時00分～
津山市役所 2F 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

1. 日笠 治郎	2. 太田 裕恭	3. 池田 幸正	4. 井家上 淑子
5. 小串 典介	6. 竹内 隆一	7. 尾島 宏明	9. 岡田 成子
10. 松尾 治	11. 山下 英男	12. 三谷 智子	13. 仁木 紹祐
14. 長森 健樹	15. 高山 一英	16. 植本 幸男	18. 大山 正志

欠席委員(3名)

8. 小島 仁太郎	17. 筒塩 清美	19. 大塚 毅
-----------	-----------	----------

事務局(9名)

吉田 局長	藤原 次長	高橋 主査	杉井 主事
都井 主事	三宅 主査	小椋 主任	大澤 主査
阿部 主査			

議 事

- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第10号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第12号 非農地証明願承認について
- 議案第13号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第15号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 4号 農地改良届出書の受理について
- 報告第 5号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

それでは只今から、令和元年度5月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員19名中、16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、8番小島委員、17番筒塩委員、19番大塚委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会長

はい。皆さんご苦労様でございます。令和になりまして最初の委員会です。令和も皆さんに良い事がありますように願っております。

それでは、まず運営委員会の報告をお願いします。

山下 委員長

はい、先ほど開催されました第2回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしく申し上げます。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会長

はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。18番大山委員さんと、3番池田委員さん、よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局

事務局 (津山)

説明をお願いします。

失礼します。議案の説明の前に議案に表記されている年号について連絡いたします。議案の各所に平成31年5月の表記がございますが、システム上の新しい年号への修正が間に合っておらず、平成のまま表記されてしまっております。お手数ですが、令和に読み替えて議事を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方のご了承をお願いします。

改めまして、議案第8号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から1件、合計8件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、大田の93歳の女性から、大田の68歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、上田邑の72歳の男性から、小田中の57歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、美作市の88歳の女性から、檜の61歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、上河原の83歳の男性から、綾部の42歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、岡山県から、種の74歳農業を営む男性への、用地買収に伴う代替地取得による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日笠 会長
事務局 (加茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1、加茂町小淵の66歳、農林業の男性から、加茂町中原の37歳、自営

業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（勝北） はい、ありがとうございました。続いて勝北。
続きまして、勝北地区の説明をいたします。
4-1についてですが、坂上の90歳女性から、上村の66歳会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。
勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（久米） はい、ありがとうございました。続いて久米。
続きまして、久米地区の説明をいたします。
5-1は桑下の66歳無職の男性から、桑下の64歳会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。
議案第8号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
大山 委員 はい、ありがとうございました。では地元委員からの説明をお願いします。
1区大山です。1-1につきまして説明します。
渡人の■■■■はもう90歳を超えており、昨年ご主人が亡くなられて、管理が出来ないので■■■■にお願いして買って頂くということです。■■■■も、不耕作の場所等も直されまして、問題ないと思っております。

日 笠 会 長
池田 委員 はい、ありがとうございました。次。
3番池田です。■■■■は田邑で、しっかり農業をされております。■■■■とは隣の農地で、この度買うことになったということです。

日 笠 会 長
高山 委員 はい、ありがとうございました。次。
15番高山です。1-3と1-4について説明します。
1-3について、荒れた場所はすべて除草管理等をされて、問題ないと思っております。
それから1-4については、一部庭に木があったりしたんですけれども、綺麗に復旧をされておりますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
山下 委員 はい、1-5については私から説明します。これは県道の拡幅に伴う用地買収で、農地を交換したので、問題ないと思います。
次は加茂。
11番山下です。2-1ですけれども、頑張って農業されておりますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
松尾 委員 ありがとうございます。次、勝北。
10番松尾です。4-1ですが、特に問題ない人だと思っております。

日 笠 会 長
太田 会長代理 ありがとうございます。次は久米。
2番太田です、改善しないといけない所はすべて綺麗に直されたということで、問題ないと思います。

日 笠 会 長
* はい。
日 笠 会 長
* はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。
* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長
事務局（津山） はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第9号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
議案の説明の前に、1件申請の取下げがありましたので、議案の修正をお願いします。1-9上横野の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-9上横野の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。
改めまして、議案第9号の説明をいたします。今回、津山地区から8件の申請です。議案書のページは、4ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・上河原の田、326㎡の追認案件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、新魚町にお住まいの85歳無職の女性です。周辺の住宅では駐車場が不足している家が多く、申請地を駐車場として使用してほしいとの要望から露天駐車場として利用してしまっていたものです。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリート塀等により対処し、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分については既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・総社の畑、3,589㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度と39.6kW程度の太陽光発電施設各1施設です。転用事業者は、尼崎市にお住まいの55歳会社員の男性です。申請地において、太陽光発電施設を設置し運用するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦畔により対処し、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社東町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・近長の畑、733㎡の件についてです。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。この件につきましては、議案第11号1-10番と一体的な事業計画となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、近長にお住まいの75歳無職の女性です。耕作が困難な申請地を、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、傾斜の下方には排水路があり、雨水排水については、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。近長町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・高野本郷の田、920㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの70歳農業の男性です。老後の生活を考え、申請地に太陽光発電施設を設置し運用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畔及び水路があり、雨水排水については、表面を防草シートで覆い、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・河面の雑種地、136㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、河面にお住まいの59歳会社員の男性です。兄弟や親戚が多く、駐車場に苦慮していたため、自宅に隣接する申請地を、露天駐車場として利用していたものです。転用にあたり、境界部分については周囲の土地より低く、雨水排水については自然浸透させ、余剰分については、既存の配水管等から既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。河面町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・田熊の田、1,018㎡のうち宅地524㎡、追認案件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は全高4.7m程度の農業用倉庫1棟及び農作業場です。転用事業者は田熊で農業を営む78才の男性ですが、農業経営の拡大により、農機具置場が必要となったため、申請地に農

業用倉庫を建築していたものです。転用にあたり、申請地は現況のまま利用し、雨水排水については既存排水路に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。田熊池川水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・国分寺の田、1,806㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、国分寺にお住まいの43歳団体職員の男性です。申請人が園長を務める保育園の園児の数が増加し、園の運動場及び駐車場が手狭となってきたため、現在使用している駐車場を運動場として利用し、それに隣接する申請地を露天駐車場として整備して、保育園に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、新設水路及び既存水路により対処し、雨水排水については、溜桝を設置して新設する水路から既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-8番・瓜生原の畑、1,225㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、国分寺にお住まいの48歳の会社員の男性です。耕作を行っていた母が高齢となり、転用事業者自身は仕事により耕作が困難であり、申請地の今後の活用を考え、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、三方は周囲の土地より低く、一方は法面を維持するとともに、一部側溝を設置し、雨水排水については、沈殿升を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。瓜生原土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。

はい、1区の大山です。1-1、1-2について説明します。

1-1についてですが、以前から一部を駐車場として使われておられましたが、今回、全面積を駐車場にということで、住宅地の中心部でありますし、問題ないと思います。

1-2は山の上の畑ですので問題ないと思います。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、ありがとうございます。次。

15番高山です。1-3と1-4について説明します。

小島委員から、現状を見て、周囲への影響等、問題ないと聞いております。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員

はい、ありがとうございます。次。

4番井家上です。1-5から1-8について説明します。

1-5につきましては、河面ですが、周りが全て宅地になっておりまして、駐車場が足りないという事で、3月30日に推進委員と2人で現地を見に行っております。

1-6につきましては、かなり前からライスセンターをされたり大きくされていたんですけども、ちょっと体調を崩されていたんですけども、息子さんも一生懸命手伝って頂いているようで、農業用倉庫が必要だという事で、問題ないと思います。

1-7、国分寺の案件ですが、XXXXXXXXXXは国分寺の園長さんをされております。国分寺は120人の園児さんを預かっているようで、運動場であったり、送迎に使う駐車場が必要ということです。

1-8、瓜生原の件ですが、耕作が出来ない場所で、太陽光発電にしておきたいということです。5月7日に推進委員さんから問題ないでしょうと聞いております。説明は以上です。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、では議案第9号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

はい、1区大山です。1-3について、施工業者さんはどなたかご存じありま

せんか。三重か和歌山の人ではないですか。

事務局 局長 直接お会いしたことがないので、わかりません。

大山委 局長 私に相談があったりして、近長に太陽光をしたいという内容でしたが、その方があまり信用できないような方でしたので、少し気になっただけです。

事務局 局長 事務局では、申請の内容で何度か電話でのやり取りはさせて頂きましたが、どのような業者さんかというのは把握できておりません。

大山委 局長 違う業者さんかもしれませんので、もし私にも何か新しいニュースがあればお知らせします。以上です。

日笠会 局長 はい、よろしいか。では議案第9号に対して事務局並びに地元委員の説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。

* 日笠会 局長 ありません。

* 日笠会 局長 では、許可が適当と思う方は挙手をお願いします。

日笠会 局長 < 多数、挙手 >

事務局 局長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局 局長 議案第10号、事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。

事務局 局長 それでは、議案第10号の説明をいたします。今回、津山地区からの1件のみです。議案書のページで申しますと、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1・東一宮の田232㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。当初転用事業者は、横山にお住いの83歳の女性です。申請地において、居宅を建築するため、平成10年9月28日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませましたが、親の介護等により実家を離れることが困難になったため、時期を見合わせているうち現在に至り、転用事業者自身が高齢となり、申請地に移住することが困難になったため困っていたところ、承継人からの申出を受け、話し合いが整ったとのこと。第3種農地であり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度あると認められ、元の所有者の相続人についても返却を受ける意思がないとのことから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。なお、変更後の転用計画につきましては、13ページの議案第11号1-19番で改めてご審議頂くようになります。

日笠会 局長 議案第10号の説明は以上です。

日笠会 局長 はい、では議案第10号に対して事務局の説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。

* 日笠会 局長 ありません。

* 日笠会 局長 では、許可が適当と思う方は挙手をお願いします。

* 日笠会 局長 < 多数、挙手 >

事務局 (津山) 局長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局 (津山) 局長 議案第11号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局 (津山) 局長 それでは、議案第11号の説明をいたします。

事務局 (津山) 局長 今回、津山地区から所有権移転19件、勝北地区から所有権移転2件、使用貸借権設定1件の計22件の申請です。議案書のページは、8ページから14ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・上河原の畑、384㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高4.8m程度の居宅1棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は、上河原にお住いの31歳公務員の男性です。現在、実家住まいをしていますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁及び水路を設け、雨水排水については、溜桝を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見れば問題ないものと考えます。

事務局 (津山) 局長 続きまして、1-2番・小原の宅地、11.77㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用

事業者は真庭市に本店を置く資本金の額100万円の株式会社で、主な事業は不動産管理業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、溜柵を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。この案件ですが、平成29年3月24日に貸住宅として農地法第5条の許可を受け事業を開始したのですが、隣地の一部を取り込む形で造成を完了してしまっただけから、事業を中断し、このことの解決に向け譲渡人との協議を進めたところ、譲渡人側での相続協議に時間を要してしまい、ようやく相続協議が整ったことから、このことの解決を図る為、造成で取り込んでしまった部分について申請がなされたものです。また、譲受人からは、転用許可を受けたのち、中断している貸住宅建築事業を再開する旨を聞き取りしています。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・勝部の田、2,990㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の建売住宅9棟とカーポート9棟及び道路で、建蔽率は37%です。転用事業者は川崎に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は不動産業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁及び側溝を設置し、雨水排水は、新設側溝から既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・勝部の田、4,172㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、公的施設用地で、施設の概要は、運動場、露天駐車場並びに道路です。転用事業者は勝部に主たる事務所を置く社会福祉法人で、主な事業は社会福祉事業です。隣接する保育園の運動場が狭く、運動会は近隣小中学校の校庭を借受け実施しているなどの不便が生じていることから運動場を整備するとともに、現在は県道をはさんだ民営地を賃貸で借りている職員や、園児の送迎時に満車となるため渋滞がおきる事を解消するため露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁および側溝により対処し、雨水排水については、既存側溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・勝部の畑、433㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は東京都府中市に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は不動産業です。隣接飲食店が、店舗前のスペースでは駐車場が足りず、新たに駐車場を必要としていたことから露天駐車場を造成して貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、周囲の土地より低くなるよう造成し、雨水排水については、勾配を設け既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・大田の田、379㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.4m程度の居宅1棟で、建蔽率は35%です。転用事業者は、押入にお住いの44歳自営業の男性です。現在、アパート住まいをしていますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水については、溜柵を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・大田の田、302㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は37%です。転用事業者は、大田にお住いの36歳と35歳の公務員のご夫婦です。現在、アパートに住んでいますが、将来のことを考え、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び新設コンクリート擁壁により対処し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・沼の田、1,376㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び法面により対処し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・下高倉東の畑、402㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、高野山西にお住いの33歳社員の男性です。現在、アパート住まいをしていますが、子供の成長に伴い手狭となったため、祖父所有の土地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、側溝及び盛土により対処し、雨水排水については、敷地内に排水路を設けて既存水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下高倉東町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・近長の畑、432㎡、所有権移転の件についてです。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kw程度の太陽光発電施設1施設です。この件につきましては、先ほどの議案第9号1-3番と一体的な事業計画となっております。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、近長にお住いの75歳無職の女性です。自己所有地だけでは、施設設置の面積が足りないことから、隣接地である申請地を取得し、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、傾斜の下方には排水路があり、雨水排水については、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。近長町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・押入の田、183㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は河面にお住いの45歳会社役員の男性です。申請地の北隣に飲食店を開店するにあたり駐車場が必要となったため、申請地を来店者用駐車場として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置することで対処し、雨水排水については、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないこととあり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・高野本郷の宅地、301㎡、所有権移転の追認案件につ

いてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、高野本郷にお住いの65歳農業の男性です。居宅に隣接する申請地に農機具を保管するための倉庫1棟を建築し、使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、石積みをし、雨水排水については、既存の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。高野八区町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-13番・福田の宅地、758㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、福田にお住いの72歳運送業の男性です。自身が経営する運送会社の業務用倉庫2棟を建築していたものです。転用にあたり、敷地はアスファルトで覆っており、雨水排水については、既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。福田町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-14番・河面の畑、391㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、河面にお住いの39歳会社員の男性です。現在、借家住まいをしています。申請地に永住できる居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水については、勾配を設け既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併処理槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河面町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-15番・田熊の田、249㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用事業者は、田熊にお住いの農業を営む40歳の男性です。専業農業者として営農しており、農作業場や農業用倉庫が必要となったため、居宅に隣接する申請地を譲り受け、農業用施設として農家住宅の敷地を拡張するため転用するものです。申請を受け、事務局が現地確認をしたところ、事前着工が見られましたが、申請者が転用の許可が必要であることに気づき、現在は工事を中断しています。転用にあたり、境界部分については、ブロック積み擁壁及び法面の利用と、雨水排水については、勾配を付け自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。田熊池川水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-16番・福力の田、1,006㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、工場用地で、施設の概要は、鉄骨造2階建全高9m程度の工場1棟です。転用事業者は、福力に本店を置く資本金の額4,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。現存の工場に隣接する申請地に工場を増設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはL型擁壁や素掘水路により対処し、雨水排水については、素掘水路を設け、既存水路に流し、生活雑排水については合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-17番・国分寺の田、1,994㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。

転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7mから8m程度の建売住宅8棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は山北に本店を置く資

本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁及び水路を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この案件につきましては、3月29日付にて農林水産省農村振興局長から「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」という通知がなされており、その通知に沿った申請であります。お手元に資料をお配りしておりますのでご確認ください。この通知の内容ですが、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化し、建築条件付売買が増加している状況を踏まえ、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱要領が定められたこと、そして、この要領に基づいた適正な運用を求めるものになっております。この取扱要領により、これまで建売住宅として許可がされていた取扱いと比べ、既に建てられた物件からの選択ではなく、購入者が建物を選択できることになるため、建築業者の幅が広がり、購入者の希望する設計が可能となること、建物が完成していない時点での土地の引渡し及び地目変更が可能となることで、土地を担保に供しやすくなる、といったメリットが生まれます。この建築条件付売買予定地に係る農地転用許可にあたっては、取扱要領において3つの要件として、1. 農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内、おおむね3月以内とされています、に建築請負契約を締結することを約すること。2. 一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。3. 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。が確実に認められるとき、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱われるとされています。この度の転用事業者からの申請では、取扱要領に沿って、標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業の全てを実施するために必要な資金及び信用があることを証する書面等、この書面等の中には標準的な建物1棟の見積書を含んでおります、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案、そして、先ほど申し上げた3つの要件を実施する旨を記載した転用事業者からの誓約書、の添付がなされています。また、この申請が許可された場合には、許可に係る工事の進捗状況報告の際、売買契約の状況、建築請負契約の状況、建築確認の状況等の報告も併せて求めることになっております。なお、この転用事業者ですが、2月度の委員会において、追認案件として処理を行い、違法状態は解消されております。信用性においても疑義はあるかもしれませんが、違法状態は解消されております。

続きまして、1-18番・国分寺の田、841㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、共同住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度のアパート1棟と露天駐車場、法面で、建蔽率は25%です。転用事業者は、1-17番と同一の株式会社です。申請地でアパート経営をするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-19番・東一宮の田、232㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、先ほどの議案第10号1-1の事業計画変更であった農地について、計画変更承認を前提に申請されたものです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は43%です。転用事業者は、河辺にお住いの27歳会社員の男性です。現在、アパート住まいを

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

していますが、子供の将来を考慮し、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁により対処し、雨水排水については、溜枿を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を通じて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。東一宮垣町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。次は勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番市場の宅地、226.82㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、申請地の一部が農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、また、残りの部分についても、10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種と判断しています。転用目的は一般用住宅で、施設の概要は木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、市場お住まいの31歳会社員の男性です。現在両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、将来のことを考え、父親所有の土地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリートブロック及び既存コンクリート擁壁で対処し、雨水排水については敷地内に排水施設及び沈殿枿を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については合併処理浄化槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。市場町内会から差し支えない旨の承諾書と、使用貸借契約書の添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、4-2番上村の田、3,679㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、岡山市に本店を置く、資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。業務の拡大とともに資材置場が慢性的に不足していましたが、現在の急激な需要増により必要となった製品を保管するため、隣接する土地を譲り受けて露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁及び側溝を設置し、雨水排水については排水施設及び沈殿枿を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上村町内会及び中村町内会より差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、4-3番杉宮の畑、1,830㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、檜に本店を置く、資本金の額500万円の有限会社で、主な業務は運送業です。現在の事務所が手狭であり、またトラック等の駐車場が不足しているため、土地を譲り受けて事務所を移転し、併せて露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、隣接地は当該地より高く、雨水排水については敷地内に排水施設及び沈殿枿を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。杉宮町内会より差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第11号の説明は以上です。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは地元の委員から説明をお願いします。

はい、1区大山です。1-1から1-8まで説明します。

まず、1-1、上河原の件でございますが、住宅地の中心地で、問題はないと思っております。

1-2につきましても先ほど説明がありましたように、造成した時の凹凸の関係で、現在やっと話がついたからという事で、これも問題ないと思います。

1-3、勝部につきましても、中道中学校の北から続く谷に住宅地が続いてお

りまして、その途中に建売住宅という事で、造成されるという事で、問題ありません。

1-4は[]で、現在170人の園児がおり、運動会等は正面にある中道中学校のグラウンドを借りる等していたという事ですが、どうしても不便だということで、話がまとまったということで、これも問題ないと思います。

1-5、勝部で、これも中道中と弥生保育園の近くで、駐車場にしたいという事で、近隣の食堂の方がそれを借りたいという事です。

1-6につきましても、これも沼と大田の境でありまして、これも住宅地の並びで問題ないと思います。

同じく1-7につきましても、近所の場所で問題はありません。

1-8もこれは沼の地区内ですが、住宅地の中心で殆ど農地もないという事で、問題はないと感じております。

説明は以上です。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、次は2区の方。

15番高山です。1-9について説明します。この方は今まで違反転用があったんですが、分筆も完了し、先月非農地が終わりましたので、きちっとされたので問題ないと思います。

1-10、について、小島委員が欠席されているので代理で説明します。先ほどの近長の太陽光発電で、渡人が別人なんですけど、同じ内容の事業で、問題ないと思います。

1-11、押入は店のための露天駐車場という事で、問題ないと聞いております。

1-12、高野本郷ですが、これは自分の農業用倉庫を建てる案件なんですけれども、問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、3区、1-13ですが、これも渡人が5年ほど前に九州の方に出られて、整理をしたいということで、国道53号線沿いに倉庫があったんですが、仕方ないと思います。

次、1-14。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-14から1-18まで説明させていただきます。

1-14、渡人が畑として使われていたんですが、両隣はもう宅地で使われていて、家を建てたいという人も見つかり話がまとまりましたということで、私も6月1日に見ておりますが、問題ないと思います。

1-15、[]は専業農家で、住宅をされましたけれども、その隣を、1種なんですけれども購入して農作業をしたいということで、問題ないと思います。

1-16、これは[]が大きな工場を持っておられて、更に拡張したいという事で、工場と駐車場という事ですが、隣の水田等にも問題ないと聞いております。

1-17、1-18には先ほど事務局から説明がありましたが、以前瓜生原で、2種農地で建売をすると行って、造成だけして売っていたということで問題になった案件です。不許可になった案件ですが、期限を決めて建てるような内容であれば、許可も出来るという事ですので、皆さんにご審議をお願いしたいと思います。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。それでは次。

14番長森です。東一宮の件についてご説明いたします。先ほど事務局から説明がありましておおり、この区域は用途区域内で住宅が並んでおりますので特段問題ないと思っております。以上です。

日 笠 会 長
尾 島 委 員

はい、次。

4-1について説明します。親子間での貸借のようで、特段問題ありません。

松 尾 委 員

はい、次。

10番松尾です。4-2ですが、水田等に及ぼす影響もないので、特段問題もないと思っております。

4-3についても問題ないと思います。地理的にも問題ありません。

日 笠 会 長

はい、議案第11号について、皆さんの説明がありましたが、何かありませんか。どうでしょうか。

太 田 会 長 代 理

1-17については、お手元に資料も置いていますが、建築条件付という新しく出来た制度で、買いますよと言った日から起算して3ヶ月以内に工事を着工し

ないといけませんよということです。売れなかったら自分で建てるを書いてありますけれども、それは10年先ですか、5年先ですか。

事務局 申請書の中に、平成37年の12月31日を満了日として出されておりますので、そこまでには必ず建たないといけないということです。

小串委員 最悪でも6年後に完了すればいいという事ですか。ふざけてませんか。3ヶ月という縛りがあるわけでしょう。買う人が決まったら3ヶ月。じゃあ何で6年先に完了するの。制度が骨抜きになってませんか。

太田会長代理 3ヶ月は土地が売れてから3ヶ月で建てればいいという事ですか。

事務局 土地の購入を希望される方が現れて、その方と売買契約をしてから3ヶ月以内に業者さんが請負契約をしないとイケない。それが3ヶ月以上たっても建築請負契約が成されない場合は、売買契約自体が解約され、転用事業者に権利を戻すという契約にしないといけないという内容です。戻して、転用事業者は次の購入希望者を探すか、もう自分で建てるかということです。

太田会長代理 着工はしなくてもいい。

事務局 売買契約を結んでから3ヶ月以内に、建築を始めるための起点となる請負契約を結びなさいという事です。

日笠会長 相手が決まるまではずっとそのままいいという事です。相手が決まってからは3ヶ月という決まりがあります。

太田会長代理 6年は伸ばせるという事です。

事務局 事業の完了日までには必ず自分で建てないといけないので、それが今回は6年先になるという事です。

太田会長代理 その完了日について、基準はないんですか。3年くらいにしてくださいとは言えないんですか。

事務局 7年間の事業計画を見て、その事業計画が適正なのかどうかという点で言えば、農業委員会で確認が出来ると思いますが、農業委員会が完了日を指定する場合は、その期間に対する合理的な基準が必要になりますので、農業委員会から指定するのは難しいと思います。

太田会長代理 じゃあ向こうから6年かかりますという根拠は出てきているんですか。

事務局 事業計画書に、1棟当たり8ヶ月要すると書いてありますので、それを1つずつした場合に、6年かかるという内容があります。

太田会長代理 造成はどのタイミングでするんですか。

事務局 配布しているフローチャートに書いてありますが、許可が出た後、まず転用事業者が全ての区画に対して造成を行います。その後購入者を探して、売買契約を結ぶ。その後、請負契約を結ぶまでが3ヶ月という縛りがついております。その請負契約が成立しない場合は、売買契約自体が解約になります。申請に記載がある着手日は、平成31年8月1日です。その後工事の着手として平成32年4月1日を記載されております。平成32年4月1日から、建物1棟当たり8ヵ月かかる。そこから8棟建てますので、64ヶ月かかります。それで完了日を目安として平成37年12月1日を書かれているんだと思います。

太田会長代理 図面は出てるんですか。

事務局 事業者さんが建てるとした場合の図面は全て出てきております。

太田会長代理 でも前のアパートのように棟数を変えられたりしたら何もわかりませんからね。

日笠会長 どんなでしょうか、皆さん。中々判断がしにくいんですが。

小串委員 いいですか。問題を提起する形になりますが、頂いた資料の中に、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて、これの6、これを見ると、許可に係る工事が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告すること、となってますね。だから、許可から1年経ったあとも事業が続いているというのは、この制度も前提としているんです。恐らく、で、6年というのが長いのか短いのかというのは、個々の委員さんの判断だと思います。ただ言えることは、これまで[]の件でどれだけ審議してきましたか。[]が不許可になって、申請者だけ変えて出てきた案件が、今回ちゃんと出来てないというのが判明しましたね。で追認だとか、事業計画の変更だとか、みんな[]です。そして、先ほどの文書の5、ただし書きに、農地転用事業者についてこれまでに次に掲げる事実があること、その他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供するこ

とが確実に認められないと判断されるときには、3を適用しないと書いてあります。要するに、 という会社がきちっとやるかどうか。それが確実に判断されない場合は、不許可です。これまでは信用とかいう言葉を使って議論をしてきました。皆さんは個々のこれまでの経験を活かして、これが確実に認められるかどうかを判断して下さい。よろしいですか。

日 笠 会 長 こういう意見も出ているんですが、どうでしょうか。 の場合は確実に
太 田 会 長 代 理 確かに言えんとも思います。

 7のこともありますから。状況を確認しなさいと7に書いてありますが、それ
 をどう判断していくのかというのも問題です。

 << 口々に発言 >>

日 笠 会 長 前よりは簡単になっているのかな。
事 務 局 最終的には転用事業者が建てないといけないのは変わっていないので、そうい
 う点で言えば普通の建売住宅と変わりません。

日 笠 会 長 どうでしょうか。
長 森 委 員 14番長森です。先ほど小串委員の話もありましたし、信用の話もあるんです
 が、これは要綱に則ってする初めてのケースですから、疑いだしたらキリがない
 んですけども、先ほど言われましたように、6の1ですね、この辺りをきっちり
 として頂いて、私も積極的に賛成するわけではありませんけど、とりあえず取
 扱要領に従ってすると言われてますから、言い方は悪いですがお試しも含めて、
 とりあえず許可して、様子を見たらどうかと思います。

日 笠 会 長 今のような意見も出ておりますが、どうでしょうか。
太 田 会 長 代 理 5のこともあるので、余計に判断が難しい。今までなかったかと言われたら、
 難しい。

山 下 委 員 5の1に当てはまると思うんです。だからそれを元にするなら不許可じゃない
 ですか。

太 田 会 長 代 理 新しい制度に則って、というのは悪くないんですが。
日 笠 会 長 どうしますか。
植 本 委 員 出来るか出来ないかわからんで不許可というのは言えんでしょう。今まで信
 用性がないということでああせえこうせえと手続きをお願いしとったんで。あん
 たが信用性がないからと不許可で返すのも難しいでしょう。僕らもこの新しい制
 度がよくわかってないということも大きいと思いますし。

仁 木 委 員 ただ、今日ここで不許可にするという事は、これから先 が出てくる申
 請は全部不許可という事になりますよね。そこまではするつもりが、皆さんにある
 かどうか。

太 田 会 長 代 理 不許可にするのであれば、3年か5年とか決めてするとか。もしするのであれば、
 ですよ。

井 家 上 委 員 建てられる土地そのものは転用しても心配のない場所であるというのが1つ
 と、農業委員は基本的には農地を守らないといけないんですが、今回の土地の所
 有者さんは明石に住まれており、いわゆる不在地主さんですね。じゃあいつまで
 ここを私が管理したらいいと言われる気もするんです。 に当たったのが
 運の尽きですよとも言えないので。この方も恐らくは早く処分したいというの
 があるんですよ。

日 笠 会 長 そういう相談もよくあります。
 << 口々に発言 >>

太 田 会 長 代 理 許可は出すにしても、何月何日までにはこれこれっていう細かい計画を出して
 もらったほうがいいんじゃないですか。

井 家 上 委 員 次の4区の人によい言って伝えんといけませんね。
池 田 委 員 そりゃそうなる。
三 谷 委 員 申し送り事項がどんどん増えるんで、その引き継ぎが上手に出来ればいいんで
 すけど。

松 尾 委 員 もう一度、4年とかで出してもらったらどうですか。
 << 口々に発言 >>

日 笠 会 長 事務局としては何かありませんか。
事 務 局 今までの農業委員会のやり方として、建売住宅であれば、通常の取扱いでいけ
 ば過半、津山市の場合は8割建てないと次の申請を受けられませんよという運用
 をずっとしてきたと思うんです。仮に がこれを許可を受けて転用事業を行

山 下 委 員 員
 小 串 委 員 局
 小 串 委 員 局
 池 田 委 員 員
 小 串 委 員 局
 事 務 局
 小 串 委 員 局
 事 務 局
 尾 島 委 員 員
 事 務 局
 日 笠 会 長 員
 仁 木 委 員 員
 植 本 委 員 員
 日 笠 会 長 員
 *
 日 笠 会 長 員
 *
 日 笠 会 長 員
 事 務 局
 太 田 会 長 代 理 局
 事 務 局
 岡 田 委 員 局
 事 務 局
 太 田 会 長 代 理

ったとして、建てなければ次の申請が出せないという状態が長く続くわけ
 です。先ほど仁木委員が言われたようにずっと不許可の状態で行くのか。または、
 建てなければ次の申請が通りませんよという取扱いも出来るのかなと思います。
 それでも完成予定が6年後という事は、それまでは次の申請を出して来られて
 も不許可に出来ないんじゃないんですか。その間は言えないので、結局積み重ね
 られる。
 今までの申請にも完成予定というのは書いてあったんですか。
 ありました。
 それは6年とか長い年月でも許可になっていたんですか。
 統計を取っているわけではないですが、ここ数年で6年とかそういう長い転用
 は無かったように思います。
 そりゃあないで。
 ないですね。この前建てれてないと問題にした案件は、6年なんて経ってな
 かったですね。
 あれは平成27年に許可を出したものなので、経ってないです。
 でしょう。あれは27年から続いている案件がまだ建っていないと問題になっ
 たんです。それを今度は6年間事業が掛かりますと申請をしてくれている。じゃあ
 その6年間は次の申請を受け付けられないんですか。
 進捗状況がありますよね。3ヶ月後、1年後と出して頂くわけですが、当然そ
 れと見比べていく必要はあるのかなと思います。出てきたものを全て許可する
 とはならないと思います。その時点での進捗状況を見ていく必要があると思いま
 す。申請を持って来られた際には、その時点での前の事業の進捗状況を提出して
 下さいとお願いをして、それを元に次の申請について審議していく必要があると
 考えます。
 津山市では分譲地の8割が建ったら次を出していいという基準があったでしょ
 う。それを元にして1本、線が引けるんじゃないですか。
 そういった取扱いがあったんですけども、前回で言えば、完成予定を大幅に
 過ぎてても一向に完成しない場合。今は8割建っている状態ですが残りもすぐに建
 てますと言って許可を出したんですが、その1年後になっても全く状況が変わっ
 ていないという状況があったので、8割が建っているから次々といくだけでも許可
 が出せるという判断ではなくなってきたというのが実情です。
 どのようにしましょう。何とかしないとイケません。
 何か条件を付けて、出せませんか。文書が必要だと思うんです。内規にしる何
 にしろ、向こうから聞かれた際に、何か文書として残るものがないと強く言えな
 いじゃないですか。契約の不履行があったり違反があったりした業者に対して、
 罰則も何も決まっていない。それがもし文書化して適用することが出来るのであ
 れば、これから先のこういう問題に対して対処がしやすいのかなと思います。
 するかせんかの話でしょう。
 そうです。皆さんどうしますか。それでは一度休憩を取りますので、その間に
 意見を決めて頂いて、決を取ろうと思います。
 < 休憩 >
 それでは再開させていただきます。条件を何か付けて許可するか、それとも不許
 可とするかで決を採ります。許可すればいいと思う人は挙手をしてください。
 < 賛成多数、反対4名 >
 はい、それでは許可とします。それではどういう条件を付けたいと思います
 ですか。
 もちろん進捗状況は、必ず写真を添付して3ヶ月後と1年後に出してもらいま
 す。
 1年を半年ごとくらいにしてもらったりは出来ませんか。
 それは出来ると思います。
 条件付を違反した場合はどうなるんですか。
 工事が途中であったり未完成であれば、それを中止させて手続を指導する、あ
 るいは現状回復命令を出すということが考えられます。その監視は進捗状況報
 告で行うようになります。
 期限までに建てられなくて未完成で、でも他には売れた場所もあるというような
 場合はどうするんですか。

事務局 期限までにはかならず転用事業者が建てるというのが条件になっています。なのでそれが出来ていないとなれば農地法違反になりますので、人が住んでいて原状回復が出来ないとなれば、計画変更で追認という形になるかもしれません。

岡田委員 前もありましたよね。

岡田委員 前に同じようなことがあった時に、もしもう一度同じようなことがあれば、今度こそ告発しますとお話していたので、そうなるかもしれません。基本的には、事業目的が達成される場合には、転用事業者に計画変更を勧めて下さいというのが事務局の考え方なんです。違反が分かった場合で事業計画変更により現状を適正な状態にするしかありません。

岡田委員 〇〇が売れてしまって変更が出来ないという件がありましたよね。

井家上委員 建売を分譲として売ってしまったんですが、もう人が入っているから仕方ないと追認した案件がありました。

仁木委員 ちょっと思うのが、〇〇の事業サイクルを考えて、8割とかそういう縛りを付けるのはとてもいいと思うんですが、今回であれば7棟目に着工しないと8割にいかないわけですよ。そこまでに4年か5年くらいはかかる計算で申請をされていると思うんですけど、それまでは新たな申請が出来ないというのは難しいんじゃないんですか。

*
小串委員 << 口々に発言 >>

事務局 はっきり言っておきますが、私は反対しました。その上でですけども、8割というのを言われていますけれども、それを争われた時に勝てますか。

小串委員 勝てるかどうかと言われたら、国の指針としては、進捗状況が計画の3割以上遅れている場合には、督促をなさいとなっているんです。

事務局 8割じゃなくても、国の基準である3割として、督促を出して、あなたの申請は受け付けませんと、あるいは不許可とした時に勝てますか。今、条件条件と言われていますけど、営業の自由を不当に制限していると言われませんか。

小串委員 言われるリスクはあると思います。

事務局 それで勝てますか。それで勝てない条件を出しても、屁のつっぱりにもなりませんよ。はっきり言って。今おっしゃったように、8棟のうち7棟目まで着手しないと新しい申請が出せないのかと言われたら〇〇は困るでしょう。

小串委員 それは困ると思います。

事務局 恐らく困りますよ。だから申請してきますよ。だから申請してきた時に、今日許可した案件が8割出来てないからとつっぱねるんですか。

小串委員 そこは、進捗状況から遅れているとか、どういう状況になるかわかりませんが、そこで判断して頂いて、今までの信用性の問題に返って来るしかないと思います。今回の案件の進み方次第で、信用が回復していくのか、信用をまた失うのかは状況次第だと思います。

長森委員 条件条件と言われていますけれども、付けても効力があるものでないと、付ける意味がない。もう沢山やったわけですから、〇〇の関係は。もうスパッと許可する。それで書いてあることの履行を求める。本当にやる気があるんだったら、8割出来ないと不許可に判断がなってきますよというのを、許可書に書くんですか。下手な条件なら付けない方がいいと思います。

太田会長代理 今小串委員がおっしゃったように、条件以外に付けるのは難しいと思います。重複規制になりかねませんから。

山下委員 農業委員会にも地域性があるので、本当にこれが必要だと本当に思われるものは付けてもいいと思います。ただ、どういう条件なら付けてどれは駄目というのはわかりませんが、法律上の制度として出来ないものは出来ないの。そこを皆さんによく理解してもらわんと。新しい制度なので、農林省が示す条件でとりあえず様子を見るのがいいんじゃないですか。

太田会長代理 ここに書いてあるものはとりあえず国が示した確かな内容なんで、これを元にしてもらうしかないんじゃないですか。それだったら向こうも、出来てなかったら言い逃れが出来ないんで。

植本委員 独自のものが出来るとしたら、さかのぼってどうか。その辺になって来るんだと思います。

太田会長代理 良心的にやってくださいと許可書に書いて下さい。良心がどこにあるかわかりませんが、それくらいしか書けることがない。

太田会長代理 国の規制と、マナー、ルールに従って下さいと。

植本委員	それ様子を見るしかないんじゃないですか。
日笠会長	なんぼ言うてもキリがないんですが、進捗状況を出してもらって、それをよく見てそれから判断していくという事で、いいですか。
* 日笠会長	《 賛成多数、反対4名 》
* 日笠会長	はい、それでは他については許可でよろしいか。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》
大山委員	はい、賛成多数ということでありがとうございます。 それでは議案第12号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。
大山委員	はい、1区の大山です。1-1について、先ほどの議案11号1-2と同じ人で、この時の造成した残地がこれだけ残っているという事で、仕方ないと思います。
日笠会長	はい、次。
井家上委員	4番井家上です。1-2ですが、平成2年頃に住宅を建てた時に、少しはみ出てしまったようで、正しい状態に戻すという事です。問題ないと思います。
日笠会長	はい、次。
高山委員	高山です。小島委員の代わりに説明します。
日笠会長	1-3については、昭和54年頃に母屋を新築した際に農地がそのまま残っていたという状況で、やむをえないと思います。
日笠会長	はい、1-4について私が説明します。これについては先ほど許可した運送業の人ですけれども、知らずに進入路にしてしまっていたということです。
日笠会長	1-5、これは相続をしようと思ったら家の前を肥料小屋、農機具小屋にしてしまっていたということです。仕方ないと思います。
日笠会長	1-6、これは地元の者が消防機庫を建てつもりだったんですが、水利の関係に反対されて、イノシシも出るので耕作が出来ずに、そのまま荒れてしまったということです。
日笠会長	それから1-7、八出ですが、これは1区と3区の境のところで、宅地に知らずのうちになっていたということです。
日笠会長	はい、それではここまでの件について、許可と思う方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》
* 日笠会長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
* 日笠会長	《 井家上委員、退室 》
高山委員	それでは1-8をお願いします。
日笠会長	はい、1-8について、これは農業用施設ですし、牛の糞を乾燥させて肥料にするという施設ですので、問題ないと思います。以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございます。1-8について、許可と思う方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》
* 日笠会長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
* 日笠会長	《 井家上委員、入室 》
井家上委員	はい、それでは続きからお願いします。
井家上委員	はい、失礼しました。それでは1-9ですが、河面の件で、3月20日に4条申請の件でお邪魔した際に、農地のままで車庫等が建っておられたので、同じタイミングで直せるようにとお願いしました。問題ないと思います。
井家上委員	1-10ですが、4月17日に確認しました。30日にも本山委員と問題ないだろうと話をしております。
井家上委員	1-11ですが、5月7日に中村委員から、現地を見ましたが問題ありませんと連絡を受けております。
井家上委員	それから1-12ですが、これは畑の中にお社が建っておりまして、これも取り除くわけにもいきませんので、仕方ないと思います。
井家上委員	1-13ですけれども、これも平成10年頃に家を建てられた際に、農地を潰してしまっていたということです。中村委員からも問題ないと聞いております。
日笠会長	はい、次。
池田委員	1-14、3番池田です。前は畑だったんですが、家が建っているというのを、本人さんは何も知らなかったという事です。
日笠会長	はい、ありがとうございます。1-14について、許可と思う方は挙手をお願いします。

				いします。	
		*	《 多数、挙手 》		
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。	
		*	《 池田委員、退室 》		
日	笠	会	長	はい、では1-15をお願いします。	
長	森	委	員	14番長森です。1-15について説明します。高畑委員と見に行きましたが、ライスセンターが建っているの、仕方ないと思います。	
日	笠	会	長	はい、ありがとうございます。1-15について、許可と思う方は挙手をお願いします。	
		*	《 多数、挙手 》		
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。	
		*	《 池田委員、入室 》		
日	笠	会	長	はい、では続きからお願いします。	
尾	島	委	員	7番尾島です。4-1から4-3について説明します。 4-1ですが、昭和43年頃に家を新築した際に進入路として使われたように、仕方ないと思います。 4-2ですが、現在は中村におられるんですが、以前は申請地付近に住んでおられました。その時から、町内会のゴミステーションが建っておりまして、その申請ですので、やむを得ないと思います。以上です。 4-3について、庭として使われておるようですので仕方ないと思います。	
日	笠	会	長	はい、次。	
松	尾	委	員	10番松尾です。4-4ですが、昭和45年頃から工場として建てた中に土地があったという事で、仕方ないと思います。	
日	笠	会	長	はい、次。	
植	本	委	員	16番植本です。5-1につきましては、書いてありますとおり、昭和62年頃に家を建てたという事です。 5-2につきましては、車庫の一部が農地に出てしまっていたという事で、仕方ないと思っております。以上です。	
日	笠	会	長	はい、次。	
太	田	会	長	5-3について、2番太田です。山寄せの土地で、仕方がないと思います。	
日	笠	会	長	では議案第12号に対して、よろしいと思う方は挙手をお願いします。	
		*	《 多数、挙手 》		
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第13号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。	
大	山	委	員	1区大山です。1-1、靱保の大規模農道を作った際の残地で、笹が生えております。仕方ないと思います。	
日	笠	会	長	はい、次。	
井	家	上	委	員	はい、4番井家上です。4月17日に確認に行きました。笹が背丈ほどに生えておりまして、仕方ないと思います。 1-3、金井ですが、4月17日に本山委員から連絡がありました。道路が出来た際に、道路の左右に残地が残りまして、もう使うことが出来ないという事で、原野化しております、以上です。
日	笠	会	長	はい、次。	
竹	内	委	員	6番竹内です。2-1でございますが、前から耕作しておらず、山林化している状態でした。	
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第13号に対して筆頭者の方から説明がありましたが、皆さん何かありますか。	
		*	ありません。		
日	笠	会	長	では、よろしいと思う方は挙手をお願いします。	
		*	《 多数、挙手 》		
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第14号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。	
事	務	局		議案第14号農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書のページは、23ページから31ページです。23ページに集計表を載せておりま	

す。

今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区24件、加茂地区1件、阿波地区3件、勝北地区13件、久米地区11件の計52件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第14号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 では、賛成の方は挙手をお願いします。

日 笠 会 長 < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありありがとうございます。

議案第15号、津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について、事務局説明願います。

事務局 議案の説明の前に、訂正をお願いいたします。32ページ除外1の農地区分が、『2種』となっておりますが、『1種』の間違いですので、訂正をお願いします。繰り返します。32ページ除外1の農地区分を『1種』に訂正をお願いします。また、お手元に正誤表をお配りしておりますので、ご確認ください。

それでは、議案第15号の説明をいたします。議案書のページは、32ページから37ページです。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる、農振編入1件、除外23件の合計24件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。なお、用途変更3件につきましても、一覧に記載しております。用途変更については、今後、転用届や転用許可が必要となることから記載しておりますので、合わせてご確認くださいようお願いいたします。また、参考として37ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について農振法第13条第2項で定められてます5要件を記載しておりますので、読まさせていただきます。

1. 農業振興地域内の農用地区域以外の土地利用状況からみまして、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。
2. 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
4. 当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して、8年を経過した土地であること。

この5要件を全て満たしているという事が除外の条件となっております。

それでは説明に移ります。内容が同じ様な案件は、まとめて説明させていただきます。

まず、32ページの編入1件についてですが、既に農業用施設として利用されており、農業用施設用地として編入するものです。

続きまして、32ページから37ページの除外について説明します。

まず、除外2から5及び7についてですが、いずれも住宅敷地を拡張していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は除外2・3については土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しており、除外4・5・7については、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外6・8・9・10についてですが、住宅を建設するものです。除外後の農地区分は、除外6については土地改良事業の受益地であり、除外9については10ha以上の規模の一段の農地の区域内であることから、それぞれ第1種と判断しております。また、除外8・10については土地改良事業等の

受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される住宅』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外11から16及び18についてですが、追認によるもので、指導による農振除外申請となります。

除外11は、転用事業者の営む農林業のための倉庫及び作業場を、除外12は転用事業者が経営する建設業に貸すための露天資材置場・露天重機置場を、除外13は、親族の経営する自動車整備業に貸すための工場を、除外14は転用事業者が経営する建設業のための露天資材置場・露天重機置場を、除外15は転用事業者が出資する建設会社に貸すための事務所を、除外16は自らの営む造園業のための進入路及び展示用の庭を、除外18は転用事業者の代々墓及び管理地をそれぞれ設置していたものです。

除外後の農地区分は、除外15・18については土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。また、除外11・13・16については土地改良事業の受益地であり、除外12・14については、10ha以上の規模の一段の農地の区域内であることから、それぞれ第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外17についてですが、コンビニエンスストアを建設するものです。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『一般国道・県道の沿道の区域に設置される流通業務施設等』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外19についてですが、携帯電話の基地局を設置するために除外するもので、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第14号に該当し、転用許可不要であるため、問題ないものと考えます。

続きまして、除外20・21・22についてですが、太陽光発電施設を設置するために除外するものです。当地は原野及び山林であり、農地ではなく、以前は放牧等に利用していた経過もあり農振地とされていたものですが、現在はその利用もなく、農地の集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外1についてですが、一般住宅を建設するものです。除外後の農地区分は10ha以上の規模の一段の農地の区域内であることから、第1種と判断しております。申請地は集落に接続した場所ではなく、第1種の例外許可規定のいずれにおいても、許可出来る項目がないことから、転用許可の見込みがないものと考えます。なお、この件につきましては、県担当者と現地調査を行っております。

続きまして、除外23についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと判断されたものであり、一括して農振除外するものです。

続きまして37ページの用途変更について説明します。

まず、用途1についてですが、新たな農機具の購入に当たり手狭となってきたことから、農業用倉庫を増設するものです。

続きまして、用途2についてですが、昨年の豪雨災害により流出した堆肥舎を設置するとともに、事業拡張にともない稲わら等の保管場所及び農機具置場を増設するものです。

続きまして、用途3についてですが、自身が所有している農地には進入路がなく、毎回許可を得て他者の土地を通行し自身の農地へ進入していたことから、自身の農地への進入路として利用するものです。

以上のことから、除外1番については、除外後の転用許可要件を満たすものではないと考えられ、その他の用途変更を含めた26件については変更もやむを得ないものと考えます。

議案第15号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。今事務局から説明がありましたが、地元等から何か意見がありませんか。

*

ありません。

日 笠 会 長	それでは除外の1を不適當として、その他は承認ということによろしいか。
* 会 長	よろしい。
日 笠 会 長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
* 会 長	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
事務局	報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。
事務局	報告第3号について説明します。議案書のページは38ページから40ページです。
事務局	今回は、相続によるものが6件22筆となっております。
事務局	また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましても、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
事務局	その他詳細は議案書のとおりです。報告第3号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。
事務局	報告第4号農地改良届出書の受理について、事務局説明願います。
事務局	報告第4号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、41ページです。今回は、1件です。
事務局	1-1につきましても、中北下の田278㎡を畑として利用するための盛土を行うというものです。
事務局	報告4号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。
事務局	報告第5号農地転用届出書の受理について、事務局説明願います。
事務局	報告第5号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、42ページです。今回は、2件です。
事務局	1-1につきましても、福田の畑及び農業用施設の土地、265㎡のうち189㎡に農業用倉庫並びに農作業場を作るというものです。
事務局	1-2につきましても、東田辺の田2,291㎡のうち194.26㎡に農業用ため池を作るというものです。
事務局	報告5号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
* 会 長	議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
日 笠 会 長	ありません。
事務局	それでは事務局からお願いします。
事務局	失礼します。それでは、私より1件ご報告をさせていただきます。
事務局	先月の定例会でご審議いただいた、 の事業計画変更についてですが、承認の条件として、市長に対し、「農業委員会で大いに審議されたことが伝わるよう進達すること」また、承認書に、「計画が変更になった際には速やかに変更申請を出すようにとの旨を記載すること」という2点が申し合わされておりました。
事務局	このことを受け、市長にその旨進達し、事業者への承認書には、留意事項として、「許可後に計画変更が生じたときには速やかに計画変更承認を受けることについて、認識を十分持ち、転用事業を行うこと。」と記載し、交付しておりますことをご報告いたします。
事務局	私からのご報告は以上です。
日 笠 会 長	それでは事務局から次回の連絡をお願いします。
事務局	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
事務局	次回、6月の定例委員会ですが、6月10日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、6月の定例委員会ですが、6月10日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。
事務局	運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので運営委員さんにおかれましては市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。
事務局	事務局からの連絡は、以上でございます。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。
太田会長代理	失礼します。長い間でしたが、お疲れさまでした。これをもちまして定例会を終了します。お疲れさまでした。
* 会 長	お疲れ様でした。

(1 7 : 0 0 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
